

お知らせ

平成 19 年 3 月 19 日

資料提供先:米子市政記者クラブ

## 日野川河川事務所管内の河川等災害応急対策に 協力いただける建設業者の募集について

日野川河川事務所では日野川、法勝寺川、大山砂防、皆生海岸菅沢ダムを対象とした災害が発生した場合の応急復旧対応等にご協力いただける建設業者(条件あり)を募集します。

対象期間 : 平成19年協定日～平成20年3月31日

募集期間 : 平成19年3月22日～4月5日

詳細については、別紙添付資料または、ホームページをご参照下さい。

国土交通省中国地方整備局  
日野川河川事務所

問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局

日野川河川事務所

TEL 0859-27-5484(代表)

(技)副所長 有津 智弘 (内線204)  
工務課長 常保 雅博 (内線311)

# 平成19年度 河川等災害応急対策業務 募集要領

## 目的

国土交通省日野川河川事務所管内の河川、砂防、海岸における災害時の応急対策及び復旧をスムーズに行うことを目的として災害応急対策業務の協定締結を目的とする。

## 募集条件

- ① 中国地方整備局(港湾空港関係を除く)における「一般土木工事」又は、「維持修繕工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること。
- ② 過去10年間(平成8年4月以降)において、日野川河川事務所発注の工事施工実績があること。(当方で確認させていただきます。)
- ③ 本店所在地  
日野川、法勝寺川は米子市・日吉津村・南部町・伯耆町  
皆生海岸は米子市・境港市  
大山砂防は伯耆町・江府町  
菅沢ダムは日南町・日野町

協定期間 : 平成19年4月(協定締結日)～平成20年3月31日

募集期日 : 平成19年3月22日～平成19年4月5日

## 募集者数

河川 : 6業者程度  
海岸 : 1業者程度  
砂防 : 各協定箇所1業者程度  
菅沢ダム : 1業者程度

※ 応募者多数の場合はヒアリング等実施して決定します。

業務内容 : 損壊箇所等被害の状況把握と報告及び指示に基づく応急措置

応募方法 : 別紙応募用紙に明記の上郵送又は、FAXでお送り下さい。

郵送先、FAX番号及び担当者

〒689-3537 米子市古豊千678 国土交通省日野川河川事務所

FAX番号 0859-27-2348

担当者 工務課 中嶋 隆 (FAXの場合は着信確認をお願いします)

協定場所：下表のとおり

	協定場所		区 間
	番号	場 所	
砂防	1	俣野川、船谷川	一級河川日野川水系支川俣野川、船谷川における直轄砂防工事区域
	2	小江尾川、白水川	一級河川日野川水系支川小江尾川、白水川における直轄砂防工事区域
	3	大江川	一級河川日野川水系支川大江川における直轄砂防工事区域
	4	清山川、別所川	一級河川日野川水系支川清山川、別所川における直轄砂防工事区域
海岸	5	皆生海岸	皆生海岸のうち米子市皆生新田地先から境港市新屋地先までの直轄海岸工事区域 延長10,620メートル
河川	6	日野川	一級河川日野川水系日野川本川の直轄管理区間(0k000～17k000)
	7	日野川下流	一級河川日野川水系日野川本川の直轄管理区間で(0k000～8k200付近の米子市、伯耆町境まで)ただし、災害状況によっては、日野川本川の直轄管理区間(0k000～17k000)
	8	日野川上流	一級河川日野川水系日野川本川の直轄管理区間(8k200付近の米子市、伯耆町境～17k000)ただし、災害状況によっては、日野川本川の直轄管理区間(0k000～17k000)
	9	法勝寺川	一級河川日野川水系支川法勝寺川の直轄管理区間(0k000～10k900)
ダム	10	菅沢ダム	一級河川日野川水系支川印賀川、中原川、秋原川における菅沢ダム直轄管理区間

そ の 他

- ① 本協定締結社には、総合評価落札式の適用工事で「災害対応協定の実績」を評価する工事については、加算点を与える。
- ② 協定書案については事務所ホームページに記載していますのでご参照下さい。

平成19年度 河川等災害応急対策業務

応募用紙

商号又は名称 代表者氏名	
本社の住所	
電話番号	
担当者氏名	
第1希望場所	番号をお書き下さい
第2希望場所	番号をお書き下さい
第3希望場所	番号をお書き下さい

※ 希望協定場所については最大3箇所までとしてください。

(参考)

災害時における河川等災害応急対策業務に関する基本協定書(案)

(目的)

- 第 1条 この協定は、国土交通省日野川河川事務所防災対策計画(以下「防災計画」という。)に基づく災害時における民間協力計画の一環として、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所管内の河川・砂防・海岸・ダム(以下「河川等」という。)の沿川に資機材基地等がある建設会社等に対し、「災害時における河川等災害応急対策業務」に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

- 第 2条 国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長 ○○○○(以下「甲」という。)は、災害が発生した場合、状況に応じ、株式会社○○○○代表取締役社長 ○○ ○○(以下「乙」という。)に対し、「河川等災害応急対策業務」の協力を要請することができるものとする。

(業務内容)

- 第 3条 甲が、乙に対し実施の要請を行う業務は、河川等における損壊箇所等被害の状況の把握と報告、甲の指示に基づく応急処置とする。

(業務の実施区間)

- 第 4条 業務の実施区間は、一級河川日野川水系○○○○○の○○○○区間(○k○○～○k○○)までとする。

(建設機械等の報告)

- 第 5条 乙は、あらかじめ災害時に備え、業務実施に必要な組織及び稼働可能な建設機械並びに使用可能な資材労力(以下「建設資機材等」という。)の数量等を把握し、書面により甲に報告するものとする。
2. 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合又は、甲の要請があった場合は、保有状況を速やかに甲に、書面により報告するものとする。
  3. 甲は、甲の所有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により、通知するものとする。

(建設機械の提供)

- 第 6条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がないかぎり、それぞれに対し建設資機材等を提供するものとする。

(出勤の要請)

- 第 7条 甲は、乙に対し第4条の業務実施区間の具体的な災害状況に応じ、応急対策業務のための出勤を書面又は、電話等の方法により要請するものとする。
2. 前項の出勤要請があった場合は、速やかに随意契約を締結するものとする。

(業務指示)

- 第 8条 業務の直接指示は、当該業務実施区間を担当する出張所長及び管理支所長並びに建設監督監督官(以下「出張所長等」という。)が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
2. 前項の場合において、乙はそのとった処置の内容を遅滞なく書面により出張所長等に報告するものとする。

(業務の実施)

- 第 9条 乙は、第7条に基づく出勤要請があった場合は、直ちに出勤し、応急処置等の業務を実施するものとする。
2. 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間及び使用建設資機材等を出張所長等に書面により報告するものとする。

(業務の完了)

第10条 乙は、業務が完了したときは、直ちに出張所長等に書面により報告するものとする。

(費用の請求)

第11条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第7条第2項により締結した契約に基づき請求するものとする。

(費用の支払い)

第12条 甲は、第11条の規程により請求を受けたときは、内容を精査し第7条第2項により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第13条 応急業務の実施にともない甲、乙双方の責に帰すべからずものにより、第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期限は、協定調印の日から平成20年3月31日までとする。

(協 議)

第15条 この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(雑 則)

第16条 この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成19年4月 日

甲 国土交通省中国地方整備局  
日野川河川事務所長 ○○ ○○

乙 株式会社○○○○  
代表取締役社長 ○○ ○○